

令和5年

第4回市議会定例会 議案第72号

函館市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例  
および函館市企業職員の給与の種類および基準に関する条例  
の一部を改正する条例の制定について

函館市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例および函館市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月8日提出

函館市長 大 泉 潤

函館市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例  
および函館市企業職員の給与の種類および基準に関する条例  
の一部を改正する条例

(函館市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 函館市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例(令和元年函館市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第2条中「および期末手当」を「, 期末手当および勤勉手当」に改める。

第10条の次に次の1条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第10条の2 給与条例第22条の4(第2項第2号および第4項を除く。)の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員およびパートタイム会計年度任用職員」と、「当該職員」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員およびパートタイム会計年度任用職員」と、「死亡した職員」

とあるのは「死亡したフルタイム会計年度任用職員およびパートタイム会計年度任用職員」と、同条第3項中「前項」とあるのは「前項前段」とする。

2 前条第2項および第3項の規定は、前項の規定による勤勉手当の支給について準用する。

第16条の次に次の1条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第16条の2 給与条例第22条の4(第2項第2号および第4項を除く。)の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員であつて、1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上であるものについて準用する。この場合において、同条第2項第1号中「前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員およびパートタイム会計年度任用職員」と、「当該職員」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員およびパートタイム会計年度任用職員」と、「死亡した職員」とあるのは「死亡したフルタイム会計年度任用職員およびパートタイム会計年度任用職員」と、同条第3項中「前項」とあるのは「前項前段」と、「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員にあつては「それぞれその基準日現在(退職し、または死亡したパートタイム会計年度任用職員にあつては、退職し、または死亡した日現在)においてパートタイム会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額」と、日額または時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員にあつては「それぞれその基準日(退職し、または死亡したパートタイム会計年度任用職員にあつては、退職し、または死亡した日)以前6箇月以内の在職期間における報酬の1月当たりの平均額」とする。

2 第10条の2第2項の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。

(函館市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

第2条 函館市企業職員の給与の種類および基準に関する条例(昭和52年函館市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「, 第14条の2」を削り, 同条第2項中「第14条」の後ろに「および第14条の2」を加える。

附 則

- 1 この条例は, 令和6年4月1日から施行する。
- 2 職員の育児休業等に関する条例(平成4年函館市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第19条」を「次項および第19条」に改め, 同条第2項中「第22条の4第1項」の後ろに「(会計年度任用職員給与等条例第10条の2第1項および第16条の2第1項において準用する場合を含む。)」を加え, 「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を削る。

第8条中「地方公務員法」の後ろに「(昭和25年法律第261号)」を加える。

(提案理由)

会計年度任用職員に勤勉手当を支給することとするため